

小規模生活単位型指定介護老人福祉施設「特別養護老人ホーム 高秀苑」

運 営 規 程

第 1 章 総 則

(目的及び基本方針)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人久義会が運営する小規模生活単位型指定介護老人福祉施設特別養護老人ホーム高秀苑（以下「施設」という。）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

2 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援する。

3 施設は、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(事業所の名称等)

第 2 条 施設の名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称：特別養護老人ホーム 高秀苑

(2) 所在地：八尾市桂町 5 丁目 1 1 番 6 号

(入居定員)

第 3 条 施設の入居定員は 63 名とする。

(ユニットの数及びユニットごとの入居定員)

第 4 条 ユニット数：8

ユニット入居定員：各ユニット 9 名

第 2 章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第 5 条 施設に次の職員を置く。

(1) 施設長（管理者） 1 名

(2) 事務員 1 名

(3) 生活相談員	1名	
(4) 介護職員	30名	(常勤換算)
(5) 看護職員	3名	(常勤換算)
(6) 機能訓練指導員	1名	
(7) 介護支援専門員	2名	
(8) 医師	2名	
(9) 管理栄養士	1名	

2 前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(職務)

第6条 職員の事務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者）
施設の業務を統括する。施設長に事故のあるときは、事務長が職員の職務を代行する。
- (2) 事務員
施設の庶務及び会計事務に従事する。
- (3) 生活相談員
入居者の入退所、生活相談及び援助の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (4) 介護職員
入居者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (5) 看護職員
入居者の看護、保健衛生の業務に従事する。
- (6) 機能訓練指導員
入居者の機能回復、機能維持に必要な訓練及び指導に従事する。
- (7) 介護支援専門員
入居者の介護支援に関する業務に従事する。
- (8) 医師
利用者の診察及び保健衛生の管理指導の業務に従事する。
- (9) 歯科医師
歯科医療及び保健指導の業務に従事する。
- (10) 管理栄養士
給食管理、入居者の栄養指導に従事する。
- (11) 調理員
管理栄養士の指示を受けて給食業務に従事する。

- 2 職員等の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(会議)

第7条 施設の円滑な運営を図るため、次の会議を設置する。

- (1) 職員会議
- (2) ケース会議
- (3) 身体拘束廃止委員会
- (4) 事故防止検討会議
- (5) 給食会議
- (6) ユニット会議

- 2 会議の運営に必要な事項は、施設長が別に定める。

第3章 入居者に対する指定介護老人福祉施設サービスの内容及び利用料その他の費用の額

第8条 施設は、法定代理受領サービスに該当する指定介護老人福祉施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、施設サービス費用基準額から当該小規模生活単位型指定介護老人福祉施設に支払われる施設介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受ける。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、施設サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにする。

- 3 施設は前二項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入居者から受ける事ができる。

- (1) 食事の提供に要する費用 1,445 円/日
- (2) 居住に要する費用 2,800 円/日

※ 居住費の額については、見積もり時に想定していなかった事情により新たな費用が発生したときは、あらかじめ入居者又はその家族に対し、変更後の居住費の額及びその根拠についての説明を行い、当該費用を基礎として、居住費の額を変更する事ができる。

※ 入院又は外泊中の居住費については入居者から居住費を徴収できるものとする。ただし、施設が当該入院又は外泊中のベッドを短期入所に利用する場合はこの限りではない。(平成17年1月1日より徴収)

- (3) 第1号及び第2号について、介護保険法施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規程により、介護保険負担限度額認定証又は介護保険特定負担限度額認定証の交付を受けたものにあつては、当該認定証に記載されている負担限度額又は特定負担限度額とする。

- (4) レクリエーション・クラブ活動の材料代等 実費
- (5) 金銭管理料1ヶ月 3,000円、
1ヶ月 4,000円(年金管理を依頼される場合)
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護老人福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その入居者に負担させることが適当と認められるもの
- (7) 個人的理由に係る移送費用 **1Kmにつき 135円**
(利用者の個人的希望による場合で、買い物・医療機関の受診を除く)

4 施設は、前各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、入居者及び家族の同意を得るものとする。

5 施設は、全各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、入居者に対して変更を行う日の2ヶ月前までに説明を行い、当該利用料を相当額に変更できるものとする。

(施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額)

第9条 施設サービスの内容、利用料及びその他の費用の額の決定は、入居者が介護認定審査会において審査された要介護認定により作成された介護サービス計画に基づいて提供される介護サービスの内容とし、介護報酬は告示上の額と同額の利用料とする。

第4章 運営に関する事項

(内容及び手続きの説明及び同意)

第10条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供の開始に際しては、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業員の勤務体制、居住費等その他入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書(契約書)を交付して説明を行い、当該提供の開始について入居申込者の同意を得る。

(提供拒否の禁止)

第11条 施設は、正当な理由なく指定介護福祉施設サービスの提供を拒まない。

(サービス提供困難時の対応)

第12条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護

老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(受給資格等の確認)

第13条 施設は、指定介護福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめる。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護福祉施設サービスの提供に努める。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第14条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行う。

(入退所)

第15条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定介護福祉施設サービスを提供する。

2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超過している場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努める。

3 施設は、入居申込者の入居に際しては、居宅介護支援事業者に対する照会等により、入居申込者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。

4 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討する。

5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議する。

6 施設は、入居者の心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、入居者及び家族の希望、入居者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、入居者の円滑な退所のために必要な援助を行う。

7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅サービス計画の作成等の援助のため、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

(サービス提供の記録)

第 16 条 施設は、入居に際しては入居の年月日並びに入居している介護保険施設の種類及び名称を、退居に際しては退居の年月日を当該入居者の被保険者証に記載する。

2 施設は、指定介護福祉施設サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録する。

(保険給付のための証明書交付)

第 17 条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入居者に対して交付する。

(指定介護福祉施設サービスの取扱方針)

第 18 条 施設は、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとして行う。

2 サービスの提供は、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことができるよう配慮して行う。

3 サービスの提供は、入居者のプライバシーの確保に配慮して行う。

4 施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、心身の状況等を常に把握しながら、適切に行う。

5 施設の職員はサービスの提供に当たって、入居者又は家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。

6 施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

7 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きにより行う。

(1) 身体拘束廃止委員会を設置する。

(2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体的拘束等にかかる態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(3) 入居者又はその家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

8 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

(施設サービス計画の作成)

第19条 施設長は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させる。

- 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員（以下「計画担当介護支援専門員」という）は、施設サービス計画の作成に当たっては、入居者の日常生活全般を支援する観点から、当該地域の住民による自発的な活動によるサービス等の利用も含めて施設サービス計画上に位置付けるよう努める。
- 3 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入居者が現抱える問題点を明らかにし、入居者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握する。
- 4 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する解決すべき課題の把握（以下「アセスメント」という）に当たっては、入居者及びその家族に面接して行う。この場合において、計画担当介護支援専門員は、面接の趣旨を入居者及びその家族に対して十分に説明し、理解を得る。
- 5 計画担当介護支援専門員は、入居者の希望及び入居者についてのアセスメントの結果に基づき、入居者の家族の希望を勘案して、入居者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、施設サービスの目標及びその達成時期、施設サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設サービス計画の原案を作成する。
- 6 計画担当介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、当該施設サービス計画の原案について、担当者から、専門的な見地から意見を求める。
- 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入居者又はその家族に対して説明し、文書により入居者の同意を得る。
- 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入居者に交付する。
- 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入居者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行う。
- 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という）に当たっては、入居者及びその家族並びに担当者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行う。
 - (1) 定期的に入居者に面接する。
 - (2) 定期的モニタリングの結果を記録する。
- 11 計画担当介護支援専門員は、次に掲げる場合においては、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の変更の必要性について、

担当者から、専門的な見地からの意見を求める。

(1) 入居者が要介護更新認定を受けた場合

(2) 入居者が要介護状態区分の変更の認定を受けた場合

12 必要に応じて第2項から第8項の規定を準用して施設サービス計画の変更を行う。

(介護)

第20条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行う。

2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じて、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援する。

3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことができるよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供する。ただし、やむを得ない場合には、清しきを行う。

4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排せつの自立について必要な支援を行う。

5 施設は、おむつを使用せざるを得ない入居者については、排せつの自立を図りつつ、そのおむつを適切に取り替える。

6 施設は、前各項に規定するもののほか、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援する。

7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

8 施設は、入居者の負担により、当該施設の職員以外の者による介護を受けさせない。

(食事)

第21条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供する。

2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行う。

3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時簡に食事を提供するとともに、入居者がその心身の状況に応じてできる限り自立した食事を摂ることができるよう必要な時間を確保する。

4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことができるよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第22条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他

の援助を行う。

(社会生活上の便宜の提供等)

第23条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供するとともに、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援する。

2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行う。

3 施設は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努める。

4 施設は、入居者の外出の機会を確保するよう努める。

(機能訓練)

第24条 施設は、入居者に対し、その心身の状況に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(健康管理)

第25条 施設の医師又は看護職員は、常に入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置をとる。

2 施設の医師は、その行った健康管理に対し、入居者の健康手帳に必要な事項を記載する、健康手帳を有しない者については、この限りではない。

3 施設は、入院及び治療を必要とする入居者のために、協力病院、協力歯科医院を定める。

(入居者の入院期間中の取扱い)

第26条 施設は、入居者について、病院又は診療所に入院の必要が生じた場合であって入院後概ね3か月以内に退院することが明らかに見込まれるときは、入居者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて便宜を提供するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に入居できるようにする。

(外出及び外泊)

第27条 入居者は外出・外泊を希望する場合には、その前日までに、その都度、外出、外泊先、施設へ帰着する予定日時等を管理者に届け出る。

(管理者の責務)

第28条 施設の管理者は、当該施設の職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

2 施設の管理者は、職員に運営規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(計画担当介護支援専門員の責務)

第 29 条 計画担当介護支援専門員は、第 19 条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行う。

- (1) 入居申込者の入居に際し、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービスの利用状況等を把握する。
- (2) 入居者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討し、職員の間で協議する。
- (3) その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退居のために必要な援助を行う。
- (4) 入居者の退居に際し、居宅サービス計画の作成等の援助に資するため、居宅介護支援事業者に対して情報を提供するほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接に連携する。
- (5) 第 18 条第 5 項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。
- (6) 第 39 条第 2 項に規定する苦情の内容等を記録する。
- (7) 第 32 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

(勤務体制の確保等)

第 30 条 施設は、入居者に対し、適切な指定介護福祉施設サービスを提供することができるよう、職員の勤務の体制を定める。

- 2 前項の職員の勤務の体制を定めるに当たって、入居者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視したサービスの提供に配慮する。
- 3 施設は、当該施設の職員によって指定介護福祉施設サービスを提供する。ただし、入居者に対する施設サービスの提供に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではない。
- 4 施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保する。

(定員の遵守)

第 31 条 施設は、ユニットごとの入居定員及び居室の定員を超えて入居させない。ただし、

災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

第5章 緊急時における対応方法

(緊急時等の対応)

第32条 施設は、現に指定介護福祉施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関 八尾徳洲会総合病院 への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

第33条 当施設では、入居者の生命・身体の安全確保に配慮しておりますが、万一異常を発見した場合には、次のとおり速やかに対応いたします。また、当施設が入居者に対して行った施設サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

- ① 発見者は直ちに、看護師及び施設長に連絡し、事態を状況報告し、看護師は応急処置を行います。
- ② 施設長より御家族に詳細のご連絡を致します。また、事故の状況に応じて、救急車の手配・協力病院に受診の要請等を行います。
- ③ 事故報告書を24時間以内に作成し、保険者に（行政）に報告し指示を仰ぎます。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

第34条 施設は、非常災害に備えて定期的に避難、救出、夜間想定を含めその他必要な訓練を年2回以上行う。

2 施設は、消防法に準拠して非常災害に関する具体的計画を別に定める。

第7章 その他運営に関する事項

(身体拘束等)

第35条 施設サービスの提供にあたっては、入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を致しません。

- 2 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合、入居者又はその家族に対して事前に口頭及び文章による説明を行い、併せて文章による同意を得ます。
- 3 身体拘束廃止委員会を随時開催し、緊急やむを得ず行う身体拘束について判断を行うと共に、常にその解消の為検討に努めます。

(虐待防止のための措置)

第36条 施設は、入居者・利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、下記の措置を講じなければならない。

- ① 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ② 虐待の防止のための指針を整備すること。
- ③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- ④ 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
- ⑤ 入居者及びその家族からの苦情処理体制の整備。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業員による虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(衛生管理等)

第37条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講じる。

(重要事項の掲示)

第38条 施設は、見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情処理体制の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(秘密保持等)

第39条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。職員でなくなった後においても同様とする。

2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入居者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入居者の同意を得る。

3 関係法令に基づいて、入居者の記録や情報を適切に管理し、入居者の求めに応じて、その内容を開示する。又、入居者及びご家族の情報に関しては予め別紙個人情報使用同意書により同意の上、使用することとする。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 40 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

2 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者から、当該施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(苦情処理)

第 41 条 施設は、その提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

3 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関し、市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

4 施設は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。

5 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

6 施設は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(地域との連携)

第 42 条 施設は、運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図る。

2 施設は、提供した指定介護福祉施設サービスに関する入居者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努める。

第 8 章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第 43 条 施設は、指定介護福祉施設サービスの事業会計と、その他の事業会計とを区分する。

(記録の整備)

第 44 条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、入居者に対する指定介護福祉施設サービスの提供に関する次の各号に掲

げる記録を整備し、その完結の日から五年間保存する。

- (1) 施設サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 身体拘束等の態様及びその時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 入居者に関する保険者への通知に関する記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録

(研修等)

第 45 条 施設は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

(施設の利用に当たっての留意事項)

第 46 条 施設の入居者は次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 外出及び外泊は、予定される前日までに所定用紙で届出ることとする
- (2) 火気の取扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと
- (3) 建物、備品その他の器具を破損・持出し等しないこと
- (4) けんか・口論、または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと
- (5) 金銭及び貴重品の管理は、自己管理を原則とし、多額及び高価な金品は所持しないこととする
- (6) 入居者の営利行為及び宗教の勧誘及び特定の政治活動は、禁止する

(法令との関係)

第 47 条 この規程に定めのない事項については、介護保険法並びに関係法令に定めるところによる。

附則

この規程は、平成 16 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成23年 7月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 1月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 1日から施行する。

この規定は、令和 3年 7月 1日から施行する。

この規定は、令和 6年 1月 1日から施行する。